(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画変更年度	令和4年度
計画主体	富士見町

富士見町鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業課 農林保全係

所 在 地 長野県諏訪郡富士見町落合 10777 番地

電 話 番 号 0266-62-9222 (担当部署直通)

F A X 番号 0266-62-4481

メールアドレス sangyou@town. fujimi. lg. jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画 主体には(代表)と記入する。
 - 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ハクビシン、 キツネ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、ツキノワグマ、 カラス
計画期間	令和2年度~令和4年度
対象地域	富士見町全域

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 - 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成30年度)

鳥獣の種類		被害数値	
局部の 性類	品目	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	水稲、野菜、果樹	24. 5	702. 3
ニホンザル	水稲、豆類、野菜、 果樹	54. 6	1, 521. 1
イノシシ、ハクビ シン、キツネ、タヌ キ、アナグマ、アラ イグマ、カラス	野菜	0. 2	10. 3
合 計		79. 3	2, 233. 8

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、 水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

農作物被害額調査の結果によると、平成 18 年度をピークに被害額は減少傾向となっている。被害額の減少の要因は、広域の防護柵などの被害対策を実施してきたことの成果が表れたことと、鳥獣被害の長期化により農家が耕作をあきらめ、被害額調査の対象外となったことが挙げられる。

①ニホンザル

ニホンザルは南アルプス地域個体群に含まれるものが町内に4群ほど(花場群、瀬沢群、平岡群、蔦木群)生息していることが、町民からの目撃・被害報告及びアンケート調査並びに GPS 調査等により確認されている。目撃・被害地域は東部・南部を中心に年々拡大しており、近年では富士見中心市街地や北部地域に至っている。電気柵の設置や GPS 発信機による追跡、エサが少なくなる冬期の集中捕獲を実施しているところであるが、被害の発生は抑

止できていない。6月から9月にかけての農作物の収穫期に被害の発生が多い。

②ニホンジカ

ニホンジカについては、南アルプス地域個体群と八ヶ岳地域個体群(鳥獣保護区等を含む)に生息していることが確認されており、農作物被害は山地に近い農地ばかりでなく、人里にある農地にも及んでいる。町を囲う防護柵や個体数調整によって被害額は減少しているが、水田などへの被害が継続して発生している。5月から 10 月にかけての農作物の生育期と収穫期に被害の発生が多い。

③ツキノワグマ

農林業被害・人身被害は報告されていないものの、集落付近でのツキノワグマの出没等が近年相次いでいることから、農林業に従事する者の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害が懸念されている。

④その他鳥獣

このほか、出没すると農地を壊滅状態にするイノシシ、畜産農家の近傍で 100 羽程度の群れを形成するカラス(種籾を直接圃場に播種する水稲直播栽 培において出芽時に被害を及ぼす)等による被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、 被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 - 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

	現状値(平成30年度)		目標値(令	和4年度)
指標	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
	(a)	(千円)	(a)	(千円)
総計	79. 3	2, 233. 8	71.3	2, 010. 4
ニホンジカ	24. 5	702. 3		
ニホンザル	54. 6	1, 521. 1		
イノシシ、ハクビ シン、キツネ、タヌ キ、アナグマ、アラ イグマ、カラス	0. 2	10. 3		

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 - 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・有害鳥獣捕獲を富士見町猟友会	・実施隊員の高齢化、後継者育成
に関す	(構成員を鳥獣被害対策実施隊	・降雪不足等による冬期の捕獲頭
る取組	員に委嘱)に委託(通年)	数の伸び悩み
	・冬期集中捕獲	・わなの更新、維持管理
	・捕獲資材(わな、補修用部品等)	・捕獲手法の陳腐化及び鳥獣の
	の購入及び富士見町猟友会への	「すれ」
	支給	
	・捕獲鳥獣の埋却、処理加工施設	
	への搬入	
防護柵	・県境や農地・山林境への広域防	・防護柵の修繕・維持の負担
の設置	護柵の設置(金網+段張り、ネッ	・集落内での被害農家・非農家と
等に関	トタイプ)	の関心の差
する取	・住民と協働しての防護柵の維持	・追い払い手法の技術伝達
組	管理	・鳥獣被害に対する諦め
	・防護柵周辺等の緩衝帯整備	・放任果樹の所有者との合意形成
	・追い払い資材(ロケット花火、	・地域としての被害防止意識の醸
	忌避剤等)の集落への支給	成
	・集落単位での追い払い活動	・ICT を活用できる体制・人材の
	・放任果樹の除去の取り組み	整備
	・個別の被害農地に対する防護柵	
	設置の補助	
	・ICT を活用しての広域防護柵の	
	維持管理	
(注) 1	計画計争地域における 古近った	左和帝に誰じれ始宝はよが笑し部

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 - 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の 導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 - 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・ 管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等につい て記入する。

(5) 今後の取組方針

富士見町有害鳥獣対策協議会(法第4条の2に基づかない協議会)において、①対策相手のことをよく知る、②広域の防護柵から集落へのこれ以上の侵入を防ぐ、③個体数を調整し、棲み分けるという基本的方針を確認し、それぞれ対策を実施しており、今後もこれに沿った取組を実施していくものとする。

①対策相手のことをよく知る 関係

- ・住民への聴き取りや GPS、VHF を活用して鳥獣の生息数や行動圏調査等を 実施する。
- ・収集したデータをGISなどの地図情報を用いて可視化する。
- ・ホームページ等により出没や被害の情報共有を行う。
- ・集落に対し、追い払いや鳥獣の特徴、防護柵の維持管理などの啓発を実施する。
- ②広域の防護柵から集落へのこれ以上の侵入を防ぐ 関係
- ・防護柵の更新や維持管理、新規設置などを、鳥獣被害防止総合対策交付 金などを活用して行う。
- 森林整備などによる緩衝帯整備を行い、防護柵との相乗効果を図る。
- 高山植物や森林等の保護対策を講ずる(林業、植物の生育環境対策)
- ・ICT を活用し、防護柵の補修や漏電等の対応を迅速に行う。
- ③個体数を調整し、棲み分ける 関係
- 富士見町猟友会への鳥獣の捕獲等の委託(通年)
- ・専門家への鳥獣の捕獲等及び実施隊員の技術向上の委託
- ・捕獲手法の陳腐化対策(わなの配置の再考や、捕獲手法の開発)

また、上掲①~③を補完するものとして、次の取組を行う。

- ・長野県や鳥獣保護管理員との連携
- ・森林環境譲与税を活用して集落周辺の森林(里山)の整備及び保全を図り、里山の多面的な利用を促進することで、鳥獣の生息環境管理を行う。
- ・個別の被害農地に対する防護柵設置の補助(長野式電気柵など新技術の 導入を含む)
- ・専門家への委託等による、集落環境診断やモデル圃場の設置などによる 被害防止対策モデル集落の運営
- ・八ヶ岳定住自立圏、南アルプス食害対策協議会、南北八ヶ岳保護管理運営協議会の枠組みでの被害防止対策の実施
- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標 を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲は、富士見町猟友会又は専門家への業務委託及び鳥獣被害対策実施隊員の業務として行う。

鳥獣被害対策実施隊の委嘱及び対象鳥獣捕獲員の指名は、富士見町猟友会からの選抜に基づき行う。個々の隊員(猟友会員)は町及び猟友会長の指揮のもと捕獲を行う。また、実施隊内に捕獲専門員(法定外)を設け、町との緊密な連携体制を構築する。なお、捕獲等の推進にあたり必要によりライフル銃の所持をさせるものとする。

なお、主たる実施隊員である猟友会員の捕獲等を補助するため、必要に

応じ地域住民も鳥獣被害対策実施隊に任命する。

- 注)1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者 団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲 に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
 - 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
 - 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に 従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、その ことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

(2 / C 0 / L		
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年	ニホンジカ	・捕獲檻、わなの導入、貸与、支給
~	ニホンザル	・新規猟銃所持許可や捕獲従事者の狩猟者登録等
令和4年	イノシシ	に対する補助
	ハクビシン	・捕獲手法の陳腐化対策(わなの配置の再考や、捕
	キツネ	獲手法の開発)
	タヌキ	・GPS データなどを利活用した捕獲の実施
	アナグマ	・冬期集中捕獲(ニホンザル:箱わな、ニホンジカ
	アライグマ	・ニホンザル・イノシシ:銃器による一斉捕獲)
	カラス	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入 する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針、 第二種特定鳥獣管理計画(長野県)等、上位計画と整合するものとする。

鳥獣との棲み分けが問題になるところ、依然として農作物への被害が発生しているほか、集落近くでの目撃があり鳥獣によっては必ずしも農作物への被害が発生していなくても行動圏の拡大を防ぐ意味から予察も含め一定の捕獲等は必要と考えられる。よって、行動圏調査のための捕獲等も含め、おおむね前年度実績同等の捕獲計画数を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設 定の考え方について記入する。

対象鳥獣		捕獲計画数等	
对	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ	750 頭	750 頭	750 頭
ニホンザル	60 頭	65 頭	65 頭

イノシシ	20 頭	20 頭	20 頭
ハクビシン	60 頭	60 頭	60 頭
キツネ	50 頭	50 頭	50 頭
タヌキ	50 頭	50 頭	50 頭
アナグマ	20 頭	20 頭	20 頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
カラス	300 羽	300 羽	300 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

- ・通年、町内全域で捕獲檻、わな、銃器による捕獲を行う。
- 捕獲手法の陳腐化対策(わなの配置の再考や、捕獲手法の開発)
- ・冬期集中捕獲(ニホンザル:箱わな、ニホンジカ・ニホンザル・イノシシ
- : 銃器による一斉捕獲)
- ・近隣市町村、八ヶ岳定住自立圏、南アルプス食害対策協議会、南北八ヶ岳 保護管理運営協議会の枠組みでの捕獲等の実施
- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について 記入する。
 - 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

銃器による捕獲等は対象獣を大いに損傷させるため、ニホンジカの残渣減少のためのジビエ利用性、イノシシの CSF 検体としての利用性を損ねる可能性が高い。また、一般的に有害捕獲は住居集合地域等である集落の近くで行われるところ、鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項の規定により銃猟ができない、等の安全管理コストを考慮すると、わなや檻による捕獲の方が効率的であり、銃器による捕獲等、特にライフル銃による捕獲等を積極的に実施する必要性はない。現に、捕獲実績のほとんどはわなや檻によるものである。

ただし、次に掲げるときはライフル銃の使用の必要性があるものとする。

- ①知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則(平成19年長野県規則第13号)第3条第2項の規定による捕獲等並びに警察官職務執行法第4条第1項及び刑法第37条の規定による捕獲等のとき
- ②わなや檻で捕獲された大型のニホンジカやイノシシを安全に止め刺す とき
- ③絶対数を減らすことのみを目的にして富士見町猟友会に委託して行うニホンジカ・イノシシ・ニホンザルの冬期の一斉捕獲のとき
- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル 銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対

策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
富士見町	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
 - 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する 場合は、該当する全ての市町村名を記入する。
- 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ	• 先達地区 複合	・池袋地区 複合	•池袋地区 複合
ニホンザル	柵(金網+電気柵8	柵(金網+電気柵6	柵(金網+電気柵6
イノシシ	段) L=410m	段) L=250m	段) L=250m
	• 先能地区 複合	• 先能地区 複合	・先能地区 複合
	柵(金網+電気柵8	柵(金網+電気柵8	柵(金網+電気柵8
	段) L=150m	段) L=60m	段) L=70m
		•上蔦木地区 複	·上蔦木地区 複
		合柵(金網+電気柵	合柵(金網+電気柵
		8段) L=169m	8段) L=550m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 - 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

(2) (3)) 0 4×10
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年	ニホンジカ	・広域の防護柵の修繕・維持管理、更新、新設等
~	ニホンザル	・緩衝帯の整備
令和4年	イノシシ	・里地里山の整備(放任果樹除去等)
	ハクビシン	・追い払い・追い上げ活動
	キツネ	・追い払い・追い上げ資材の集落への支給
	タヌキ	・電波発信機や GIS 等を用いた鳥獣の行動把握シ
	アナグマ	ステムの運用
	アライグマ	• 農作物被害調査、出没調査

ツキノワグマ	・集落環境診断等によるモデル集落事業の実施
カラス	

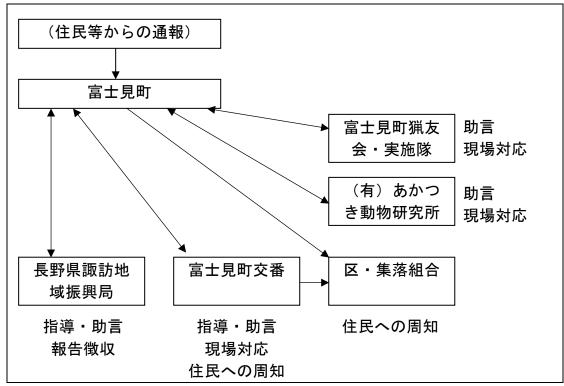
- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い 活動、放任果樹の除去等について記入する。
- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
富士見町	関係機関等との連絡調整、現場指揮監督、住
	民への周知
長野県諏訪地域振興局	実施体制や法令運用等の総合的な指導・助言
富士見町交番(茅野警察署)	銃器の使用等の指導・助言・命令、現場対応、
	住民への周知
富士見町鳥獣被害対策実施隊	助言及び現場対応(捕獲等)
ウエロ吹ぶまる	ひこれが田田社庁 / 壮雄体/
富士見町猟友会	助言及び現場対応(捕獲等)
有限会社あかつき動物研究所	助言及び現場対応(特に大型獣への麻酔)
(長野県クマ対策員)	
区・集落組合	住民への周知

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、 猟友会等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は 生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合 は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により 記入する。
- 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
 - ・共同穴への埋却
 - ・捕獲者の自家消費または捕獲者自らの埋却穴への埋却
 - ・処理加工施設への搬入
- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした た鳥獣の処理方法について記入する。
- 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 処理加工施設の整備や投資の計画はないが、捕獲等をした対象鳥獣を搬入 し、食肉、食肉加工品、ペットフード、皮革、アクセサリーとして利用する。
- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、 捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 - 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。
- 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項
- (1)協議会に関する事項

協議会の名称	富士見町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割

富士見町	町長が協議会長となり、事務局を置く
信州諏訪農業協同組合	農業者の代表として助言・被害防止対策の実
	施
富士見町農業委員会	農地及び農業問題の学識経験者として助言・
	被害防止対策の実施
富士見町猟友会	捕獲等の実施者として助言・被害防止対策の
	実施
関係地域代表者	各区・集落の代表として助言・被害防止対策
	の実施
諏訪地域野生鳥獣被害対策チ	農業、林業、鳥獣保護管理における総合的な
ーム	支援及び助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 - 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県野生鳥獣被害対策支	農業、林業、鳥獣保護管理における総合的な支
援チーム	援及び助言
諏訪地域野生鳥獣被害対策	農業、林業、鳥獣保護管理における総合的な支
支援チーム	援及び助言
南信森林管理署	国有林における対策の連携
株式会社 BO-GA	対策の助言、事業評価
南信農業共済組合諏訪支所	農作物被害に対する共済、支援
南アルプス食害対策協議会	南アルプス地域における対策の連携
南北八ヶ岳保護管理運営協	八ヶ岳地域における対策の連携
議会	
八ヶ岳定住自立圏	八ヶ岳定住自立圏における対策の連携
茅野市	隣接市町村としての連携
伊那市	隣接市町村としての連携
原村	隣接市町村としての連携
山梨県北杜市	隣接市町村としての連携

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入 する。
 - 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 - 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・平成24年4月1日設置
- ・町職員(狩猟免許を有している者)、富士見町猟友会からの選抜、地域住民を委嘱または任命し、おおむね40~50人程度の規模で、町長の指示により被害防止対策を実施する。
- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 - 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記 入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。
- (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項
- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。
- 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項
 - ・隣接市町村ではないものの、岡谷市、諏訪市、下諏訪町と情報交換に努める。
 - ・適宜他の都道府県・市町村での取組事例の情報収集に努める。
- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。